

平成 25 年 6 月 21 日

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「温暖化防止環境関連株オープン（愛称 緑の地球）」 信託終了（繰上償還）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「温暖化防止環境関連株オープン（愛称 緑の地球）」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

なお、ファンドの基準価額につきましては、世界的な金融危機等による株式市況の下落や円高の進行等を背景に、5月31日現在、1万口当たり6,597円（設定来分配金累計0円）となっておりますが、受益者の皆さまにおかれましては、下記の理由により、ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況でありますことをご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 信託終了（繰上償還）の理由

ファンドは、受益権口数が投資信託約款に定める繰上償還の基準となる10億口を下回る状態が継続しております。また、ファンドが組入れておりますDWSインベスト・クリーン・テク（FCクラス・シェア）につきましては、同ファンドの運用会社であるDWSインベストより、運用の効率化を図るため、平成25年10月10日に新興国株式を投資対象とする他の外国投信と併合する予定であるとの申し入れがありました。

このため、ファンドの運用方針に則った運用の継続が困難な状況であることから、信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

II. 信託終了（繰上償還）の手続き

1. スケジュール

電子公告日	平成25年6月21日（金）
異議申立期間	平成25年6月21日（金）から平成25年8月5日（月）まで
信託終了（繰上償還）確定日	平成25年8月6日（火）
買取請求期間	平成25年8月14日（水）から平成25年9月2日（月）まで
信託終了（繰上償還）予定日	平成25年9月12日（木）

注1：信託終了（繰上償還）の電子公告は、弊社ホームページ（<http://www.okasan-am.jp>）に掲載いたします。

注2：異議のお申立てをすることができる受益者は、電子公告日現在の受益者様となります。

注3：異議のお申立て手続きの結果、信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、異議を申立てされた受益者様は、買取請求期間中に、受託会社に対し、自己に帰属する受益権をファンドの信託財産をもって買取を請求することができます。
買取請求の詳細は、「III. 買取請求について」をご参照ください。

2. 異議のお申立ての方法

電子公告日現在（平成 25 年 6 月 21 日（金））のファンドの受益者様は、信託終了（繰上償還）について異議（信託終了（繰上償還）に反対の旨）を申し述べるすることができます。異議のある受益者様は、別紙「異議申立書」に必要事項をご記入いただき、異議申立期間（平成 25 年 6 月 21 日（金）から平成 25 年 8 月 5 日（月）まで）中に弊社までご郵送いただきますようお願い申し上げます（平成 25 年 8 月 5 日（月）弊社到着分までを有効とさせていただきます。また、郵送代は受益者様でご負担いただきますようお願い申し上げます。）。

なお、当該信託終了（繰上償還）に賛成の場合は、特に必要な手続きはございません。

必要事項（必ずご記入ください。）

- ①氏名、捺印
- ②住所、電話番号
- ③保有されている受益権口数（平成 25 年 6 月 21 日（金）現在）
- ④取扱販売会社名、取扱店名、口座番号
- ⑤信託終了（繰上償還）に反対する旨
（信託終了（繰上償還）に反対する場合は、「反対」に○をお付けください。）

注 1：必要事項に不備等がある場合には、異議のお申立ての受けができなくなることがあります。なお、信託終了（繰上償還）に反対する旨の「反対」に○がない場合は、信託終了（繰上償還）に賛成いただいたものとみなしますのでご了承ください。

注 2：異議を申立てされた受益者様に帰属する受益権の合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、ご本人様であることを確認させていただくために書類等をご提出いただくことがあります。

異議申立書のご郵送先：

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部宛

3. 信託終了（繰上償還）の正式決定

[信託終了（繰上償還）することが決定した場合]

異議を申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り平成 25 年 9 月 12 日（木）に信託終了（繰上償還）します。

[信託終了（繰上償還）しないことが決定した場合]

異議を申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、電子公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託終了（繰上償還）しません。この場合、信託終了（繰上償還）しない旨を、異議申立期間終了後、弊社ホームページ（<http://www.okasan-am.jp>）に公告し、また販売会社を通じて書面にて報告いたします。

Ⅲ. 買取請求について

信託終了（繰上償還）することとなった場合には、信託終了（繰上償還）に異議を申立てされた受益者様は、以下の手続きにより、受託会社（みずほ信託銀行株式会社、以下同じ）に対し、自己に帰属する受益権をファンドの信託財産をもって買取を請求することができます。

当該買取請求につきましては、異議を申立てされた受益者様の任意であり、必ず行わなければならないものではありません。また、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けも行います。

1. 買取請求の手続き

- ①異議を申立てされた受益者様に対し、弊社から「買取請求のご案内」を送付いたします。
- ②「買取請求のご案内」の買取請求必要書類に必要事項をご記入いただき、買取請求期間（平成25年8月14日（水）から平成25年9月2日（月）まで）中に、取扱販売会社の取扱店にご提出ください。（買取請求必要書類は、取扱販売会社から、弊社を經由して受託会社に送付されます。）
- ③受託会社は、買取請求必要書類を受理した後、ファンドの信託財産をもって受益者様に帰属する受益権の買取りを行います。
- ④買取代金は、受益者様が指定された銀行口座へ受託会社より振込まれます（振込手数料と買取計算書の郵送料が買取代金より差引かれます。）。
- ⑤受託会社から買取計算書を送付いたします。

2. 買取請求された受益権の買取価額

買取価額は、ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、受託会社が買取請求必要書類を受理した日（受益者様が、取扱販売会社の取扱店に買取請求必要書類を提出された日ではありません。）の翌営業日に算出されるファンドの解約価額をいいます。

3. 買取請求についての留意事項

- ①買取請求は、ファンドの信託終了（繰上償還）について異議を申立てされた受益者様が、法令諸規則ならびにファンドの投資信託約款に基づいて受託会社であるみずほ信託銀行株式会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。通常のご換金にかかる取扱販売会社に対して行う買取請求とは異なり、買取代金のお支払いまでに日数を要する場合があります。
- ②買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。
- ③買取代金には、非課税扱いの受益者様を除き、譲渡益または個別元本超過額に対して課税されます。また、ご指定口座への振込手数料をご負担いただきます。
- ④買取請求必要書類に不備等がある場合には、受付けができなくなることや、事務処理に時間を要する場合があります。

IV. その他

信託終了（繰上償還）の手続き期間中におきましても、また、信託終了（繰上償還）について異議を申立てられたか否かに関わらず、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けを行います。ただし、受託会社に対して買取請求を行った受益権につきましては、取扱販売会社での通常の一部解約請求等によるご換金はできなくなります。

【個人情報の取扱に関して】

異議のお申立てに際して委託会社、販売会社および受託会社へいただいた個人情報は、信託終了（繰上償還）に関して、異議をお申立された受益者様に帰属する受益権口数の管理、異議をお申立された受益者様による買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

■本件に関するお問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

フリーダイヤル 0120-048-214

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

以上

岡三アセットマネジメント株式会社宛

異議申立書

ファンド名「温暖化防止環境関連株オープン（愛称 緑の地球）」	
ご 氏 名	印
ご 住 所	
お 電 話 番 号	
保有されている受益権口数 （平成25年6月21日現在）	口
取 扱 販 売 会 社 名 お よ び 取 扱 店 名	
口 座 番 号	
信託終了（繰上償還）に 反 対 す る 旨	反対 （信託終了（繰上償還）に反対する場合は、「反対」に○をお付け下さい）

※異議申立てをされる場合は、当ページを印刷し、すべての欄にご記入、ご捺印の上ご郵送いただきますようお願いいたします。

※信託終了（繰上償還）に賛成の場合は、ご郵送は不要です。